

横浜第一港湾合同庁舎建替工事に伴う住所の変更等について

横浜第一港湾合同庁舎（以下「合庁」という。）内の業務部各部門等^(注1)は、平成 30 年 11 月 26 日（月）から、以下のとおり住所等を変更するので、通知します。
移転作業期間中の特通業務に係る留意点についても併せて通知します。

（注 1）業務部各部門等：次長（通関担当）、収納課、税関相談官、通総 1・2・3・4、通関情報、

特通 1・2、通関 1・2、特別審査官、関税鑑査官、原産地調査官、知的財産調査官

1. 変更内容等

	11/26（月）から	11/22（木）まで
住所・庁舎名	〒231-0023 横浜市中区山下町 279-1 横浜税関山下分庁舎 ^(注2)	〒231-8401 横浜市中区新港 1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎
電話番号	全部門変更なし	
FAX（通総 1 以外）	全て変更なし	
FAX（通総 1 部門）	045-641-0855	045-201-4006

（注 2）山下分庁舎：本年 6 月末まで本牧埠頭出張所山下事務所として使用していた庁舎

● 特通 1・2 部門

11 月 22 日（木）21 時まで合庁にて業務を行い、翌 23 日（金・祝）から 25 日（日）まで本関 1 階の仮事務所にて特通業務を行います^(注3)。26 日（月）からは、山下分庁舎にて業務を行います。

（注 3）25 日（日）は、従前どおり、事前の通関依頼等を受けたものにより対応します。

● その他の部門等

11 月 22 日（木）17 時 30 分以降に移転作業を開始するため、それまでは従来どおりの連絡が可能です。26 日（月）から山下分庁舎にて業務を行います。

2. 三連休（11/23～11/25）の間の特通業務

三連休の特通業務は、本関 1 階の仮事務所で行います（仮事務所の場所等について、次ページ参照）。その他の留意点は、以下のとおりです。

- ・ 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持込ください。重量物等の貨物確認を行う必要が生じ、仮事務所への持ち込みに支障がある場合には、個別に調整します。
- ・ 仮事務所では、キオスク端末の利用も可能です。
- ・ 本関庁舎駐車場は、外壁改修工事のため、使用できません。

3. その他の留意点

山下分庁舎への移転後も、NACCS による業務部各部門等への申告等の手続きには税関官署コード「2A（横浜税関本関）」を使用します。

